(2014年12月12日更新)

日本人の台湾へのワーキング・ホリデー査証申請要項

**一、発給要件**

1. 申請時に日本在住の日本国民であること。

2. 過去に本国のワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。

3. 申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること。

4. 休暇は台湾入国の目的で、ワーキング・ホリデーは付随するものに過ぎない。なお、査証有効期限満了前に出国すること。

5. 被扶養者を同伴しないこと。（被扶養者が同じ査証またはほかの査証を

取得した場合を除く）

6. 下記の必要資料を提出すること。

**二、必要書類**

1. ワーキング・ホリデー査証専用申請書（申請者本人の署名が必要）

◎2012年4月から申請書はウェブサイトで作成することになりました。

専用ウェブサイト（http://visawebapp.boca.gov.tw）

2. 履歴及び台湾における活動の概要（所定フォームあり）。

3. 日本旅券（申請時残存期限15ヶ月以上）。

4. 申請日前６ヶ月以内に撮った4cm x 5cmのカラー写真2枚。

5. 一年以上の海外旅行保険の加入証明書（原本の提示後返却します）。

6. 帰国のための航空券または航空券を購入するための資金証明。

7. 20万円以上またはそれに該当する財力証明書。

　（トラベラーズチェックまたは銀行の残高証明書など）

8. 査証料金：無料

**三、申請手続**

1. 申請者本人が申請を行うこと。（代理申請は不可）

2. 中華民國駐日代表処及び各弁事処において申請すること。

3. 状況により上記以外の書類の提出が必要となる場合、または審査官による面接が要求される場合がある。

**四、発行査証種類**

1. 種類：停留査証（VISITOR　VISA）/　数次使用（MULTIPLE）。

2. 滞在日数：180日（現地で一回の延長が可能。最大一年間滞在できる）

3. 延長手続：滞在期限が切れる15日前から、居住地の内政部移民署のサービスステーションで更新手続をすれば、最大180日の延長ができる。

その後の更新及びは不可。